令和8年度・第5回農業委員会総会議事録

開 催 日　　令和８年８月２５日(金)　13:00～

開催場所　　ＳＳプラザ川内　３０１～３０３会議室

出席委員（１８名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	囲　孝行	2	中原　良治	3	下茂　正憲
4	田島　洋輝	5	乙須　紀文	6	新屋　純子
7	永留　智史	8	小園　光男	9	西　裕一郎
１０	梶原　拓二	１１	岩永　文子	１２	薬師寺　しげ子
１３	礒道　博和	１４	木場　祐二郎	１５	小城　義己
１６	有馬　康夫	１７	山路　一浩	１８	豊田　孝之
１９	別府　生次				

欠　　員（０名）

欠席委員（０名）

遅刻委員（１名）

出席推進委員（２０名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
２１	前田　千代子	２２	福壽　久雄	２３	萩元　輝彦
２４	紺屋　裕之	２５	井ノ下　正明	２６	鬼塚　幸男
２７	上小川　文男	２８	田中　浩徳	２９	竹田　栄次
３０	森園　知	３１	辻　孝一郎	３２	古川　梓
３３	濵田　守	３４	馬渡　義文	３５	永吉　康之
３６	春田　実	３７	~~早﨑　麻美子~~	３８	青﨑　昌己
３９	中川　大樹	４０	廣庭　吉辰	４１	徳永　正幸

欠席推進委員（１名）

事務局出席者　森局長・梶原代理・福永主幹・長沼Ｇ長・田上Ｇ員・豊田Ｇ員・松下Ｇ員

薩摩川内市農業委員会会議規則第１４条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

議事録署名者　　７番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

９番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

議事録作成者　　局長代理＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

令和８年度・第５回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

１　報　告

報告第　１１　号　農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第　１２　号　非農地証明発行の専決処分について

報告第　１３　号　農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について

２　議　事

議案第　４１　号　農地法第５条許可申請書の取下げ願いの承認について

議案第　４２　号　農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定ついて（知事処分）

議案第　４３　号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第　４４　号　農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第　４５　号　農地法第５条の規定による農地等の賃借権設定許可申請請承認について（知事処分）

議案第　４６　号　農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請請承認について（知事処分）

議案第　４７　号　非農地証明願承認について

議案第　４８　号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第　４９　号　農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第　５０　号　農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

３　その他

⑴ ９月総会の日程について

⑵ その他

【開始１３：００】

議　　長　　第４回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議　　長　　ただ今から、第５回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局　　長　　委員の出席状況について、報告いたします。
定数１９名、現在員数１９名、出席委員１９名です。なお、１５番、小城義己委員から遅刻するとの届出を受けています。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は２０名です。
欠席委員は１名で、３７番：早﨑麻美子委員であり、欠席届が提出されております。以上で報告を終わります。

議　　長　　お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第２７条第３項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

議　　長　　はじめに、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

梶原代理　　主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の１ページをお開きください。
８月３日、令和８年度北薩地域農業を語る会が、阿久根市と出水市で開催され、会長、事務局長が出席しました。
７日と１０日がそれぞれ定例の現地調査です。
１７日、第４回運営委員会が開催され、会長以下、運営委員が出席しております。
２０日、市長へ農地等利用最適化推進施策に関する意見書を会長、有馬、木場両会長代理から市長応接室にて提出いたしました。
２１日、第３７回薩摩川内市都市計画審議会が、本庁６０１会議室で開催され、木場会長代理が出席されました。
２４日、第８回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会が、ＳＳプラザで開催され、上小川委員が出席されました。
そして、本日、第５回農業委員会総会が、ＳＳプラザせんだいで開催となっております。以上、説明を終わります。

議　　長　　８月２１日の第３７回薩摩川内市都市計画審議会に木場代理が出席しておりますので、ご報告をお願いします。

木場代理　　１４番、木場が薩摩川内市都市計画審議会に出席しましたので、ご報告いたします。

私自身が初めての体験で、審議会とは何ぞやというところから考えまして、今回の審議会は、令和６年度から改訂作業を進めている都市計画マスタープランの策定状況の報告という内容でございました。

一部、前任の下茂委員から色々、意見が出ている中で、農地に関する宅地開発が進んでいる中で、水路作業に住民に参加が得られないとか、住宅の増加で農家の減少、住民の増加により、生活雑水の停滞、外来雑草の繁茂といった水環境の悪化が深刻化しているということを常々発言されておられて、これを今度の計画書に反映されることになりまして、住環境の保全及び農地との共生を図るため、宅地開発においては、周辺の農地や自然環境と調和を配慮し、農振環境の悪化防止に努めますと優良農地及び農村環境の維持、保全に努めて参りますということで、今回は反映しますということでした。

私もまだ勉強不足で今から勉強して、皆さんにしっかりご報告できるように頑張っていきたいと思います。以上です。

議　　長　　８月２４日の第８回薩摩川内市都市計画マスタープラン策定委員会に上小川委員が出席しておりますので、ご報告をお願いします。

上小川委員　２７番、上小川です。昨日、マスタープラン策定委員会に出席しましたので、報告いたします。

議題としましては、１番目に前回までの委員会の意見に対する修正がされて、修正内容の説明が一点。

もう一点は、地域構想の議題ということで行政の１３地域の区分について、各地区が抱える問題について、事務局の説明があり、各委員より意見が出された委員会でございました。以上で報告を終わります。

議　　長　　以上、主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してもよろしいでしょうか。

委　　員　　（はいの声あり）

議　　長　　ご異議ございませんので、７番：永留　智史（ながとめ　さとし）委員、９番：西　裕一郎（にし　ゆういちろう）委員、にお願いいたします。それでは、さっそく、会次第５の報告に入らせていただきます。
初めに、報告第１１号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理　　報告第１１号を説明いたします。資料は２ページをから６ページご覧ください。今月の合意解約は受理番号９７番から１１２番までの１６件で、登記地目 田３７筆３８，３６０㎡、畑３筆６，２４０㎡、合計４０筆４４，６００㎡の合意解約通知がありました。
このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は２件です。薩摩川内市農業委員会規則第５条第１項第３号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第１１号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第１１号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第１１号を終ります。
次は、報告第１２号「非農地証発行の専決処分について」を議題とします。事務局の内容説明をお願いします。

梶原代理　　報告第１２号を説明いたします。資料は７ページから１０ページをご覧ください。今月の証明発行願いは、受理番号５８番から７１

番までの１４件で、登記地目 田２０筆１１，２６０㎡、畑１３筆９，９２４㎡、合計３３筆２１，１８４㎡の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。何れも農地法第２条第１項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準５の規定により処理いたしましたので報告いたします。以上で、報告第１２号に係る説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第１２号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第１２号を終ります。

次は、報告第１３号「農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

森事務局長　　報告１３号　農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出について、報告いたします。令和８年８月２０日（木）１６時００分より、市長応接室で、「農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出」を行いました。

本会からは、別府会長、有馬会長代理、木場会長代理に出席いただき、３名から意見書を読み上げ市長に提出いたしました。

なお、市長部局からは、田中市長、掛田副市長、小柳津農林水産部長、間淵農業政策課長が出席されました。

そして、意見書提出後、意見交換を行いました。意見交換では、小柳津農林水産部長から意見書内容に対する回答をいただきました。

一つ目の農地の有効利用では、農地の継承できる体制づくりとして、地域計画の話し合いの場は重要であると認識していることから県、ＪＡ、土地改良、農業委員会の関係機関と連携し今後も取り組んでいくとの回答でありました。

二つ目の農地及び農業用施設の、斧渕地区で出た「旧東郷小学

校周辺の基盤整備」については、地域での意見集約を行うとともに関係機関と連携して進めていくと回答があり、南瀬地区から出た「排水機能の向上、改修」については、中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金又は農政政策課市単独事業の地域農業活性化・農福連携支援事業の活用が可能であり、関係機関と連携してすすめていくとの回答がありました。

三つ目の担い手・経営対策の認定農業者以外の農業機械の支援については、市単独事業の産地農業活性化支援事業で３戸以上の任意団体が農業機械を共同利用により３分の１以内の補助があり、畜産施設整備事業では、家畜導入資金の貸し付けや施設等の整備について３分の１以内の補助をしているので活用してほしい。との回答がありました。

なお、集落営農団体が活用している、市単独事業「新たな地域担い手育成事業」の要件にある３年に１回の申請を２年に１回にできないかの要望については、今後の事業要望の状況を見て慎重に検討したい。との回答がありました。

四つ目の鳥獣被害防止対策では、捕獲対策としての講習会受講料の全額補助及び狩猟登録料の補助制度の新設については、狩猟者の実績を見ながら検討する。保護柵の管理や器具の強度等については、市外の情報を県を通じて収集し、効果的な情報については提供していく。そして、旧南瀬小学校周辺のワイヤーメッシュ柵の整備については、地元の要望を細かく聴収したうえで、国庫または市単独事業のいずれかで対応していく。との回答がありました。

なお、最後に市長から、今回、具体的な内容で意見、要望があったことから、今後の対応については、よく検討したうえで進めていく。と回答がありましたので報告いたします。

議　　長　　ただ今、事務局より報告第１３号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　質疑がありませんので、報告第１３号を終ります。

それでは、会次第６の議事に入らせていただいます。

議　　長　　まず、議案第４１号「農地法第５条許可申請書の取下げ願いの承認について」を議題といたします。

事務局の内容説明をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第４１号を説明いたします。

資料は、１６ページをご覧ください。今月の申請は、受理番号４番と５番の２件で、登記地目　田２筆２，３０１㎡の農地法第５条許可申請書の取下げ願いがありました。

内容といたしましては、いずれも、令和８年６月２６日開催の第３回総会で許可相当で意見決定し、県に進達していた議案第２３号２３番・２４番「太陽光発電設備」について、申請人から、事業計画を見直しし、規模縮小することとなったため、申請を取下げたいと申し出があり、今般申請書の取下げ願いが提出されたものです。

また、事業計画の見直し後に再申請予定であることを申し添えます。以上で議案第４１号に係る説明を終わります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

徳永委員　　４１番、徳永です。先月もだったんですが、申請人が申請されてから、２カ月、３カ月しか経ってないようなところが、続けて先月と今月あるわけですよね。

この太陽光の会社というのは、最初、ここの土地を申請される際に色々と見て検討されていないのか、分筆するということで取下げ申請をされていらっしゃると思うわけですよ。

先月の方もですね。これに対しては、また現地調査をしたり、事務局の事務判断を含めた中で、時間を要したりとかしているわけですけど、こういった業者に対しては、縮小してという話ですけど、最初から縮小していたら、１回で終わるわけですから、今後について、この会社だけではないと思うんですけど、やっぱり、しっかりと打ち合せをしてから申請をしてくださいねみたいな感じで申請される時にできないものか、今回と先月に２回あったものですから、この会社がどういう母体の会社かわかりませんが、一応、提案というか、一応聞かれた方がいいんじゃないかということでした。以上です。

長沼Ｇ長　はい、ありがとうございます。徳永委員からの質問なのですけれども、こちらの方が[redacted]ですね、[redacted]の子会社になります。我々事務局の方で書類審査の方を実施いたしまして、現地調査の方に入るわけですけれども、こちら川永野の田んぼですが、もともと段差のある田になっておりまして、だいたい１ｍぐらいずつ下がっているような田んぼでした。

現地調査の際は、有馬代理と調査を一緒に行っていただいたのですけれども、その中で、こんな段々の田のところに太陽光発電施設を設置できるんですかという質問をさせてもらいました。

まず、会社の方から技術的に調整をすれば可能だということで、そのような設計をしているとうことでした。当時の総会で、認められたところであります。その後、相手の方から電話があり、棚になっているところの農地を全部使うのはむずかしいということで申し出があったものです。

業者の方も現地確認していると思うのですけど、そこについては、ちょっと現場を確認して、確実にできるということで申請を上げるよう今後も指導していきたいと思います。以上です。

議　　長　ほかに何かご質問ありませんか

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　ないようですので、採決いたします。

議案第４１号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　（全委員挙手）

議　　長　賛成全員であります。議案第４１号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　次に、議案第４２号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」を議題といたします。

なお、関連があります「議案第４３号、受理番号４２番」及び「議

案第４５号、受理番号５５番」をあわせて議題とします。
事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　議案第４２号の提出状況を報告いたします。
資料は、１７ページをご覧ください。
今月は、受理番号３番から４番までの２件で、登記地目　田２筆１，８２３㎡の申請がありました。
以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

豊田委員　１８番、豊田が、議案第４２号３番及び議案第４３号４２番を報告します。８月７日、紺屋推進委員と事務局　長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。
駐車場の整備を計画しましたが、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。
除外見込みについては令和９年１月頃と確認しております。
除外後は、第１種農地となり、また、転用面積が既存施設面積の２分の１以下であるため、不許可の例外である「既存施設の拡張」に該当となります。議案第４３号４２番と同時申請であり、転用目的は駐車場となります。盛土規制法による許可申請について、本申請を提出済みであり、見込みがあると農業委員会は判断しております。
議案第４２号３番については、現地調査の結果、農業振興地域の外周部で、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項に規定する要件を満たしていることから除外は可能と判断しました。議案第４３号４２番は、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

小園委員　８番、小園が、議案第４２号４番及び議案第４５号５５番を報告します。８月７日、古川推進委員と事務局　梶原・西薗職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参

照ください。申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。
資材置場の整備を計画しましたが、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。
除外見込みについては令和９年１月頃と確認しております。
除外後は、第２種農地となります。議案第４５号５５番と同時申請であり、転用目的は資材置場となります。議案第４２号４番については、現地調査の結果、農業振興地域の外周部で、農業振興地域の整備に関する法律第１３条第２項に規定する要件を満たしていることから除外は可能と判断しました。議案第４５号５５番は、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。
議案第４２号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第４２号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、薩摩川内市長に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第４３号、受理番号４２番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第４３号、受理番号４２番は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第４５号、受理番号５５番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第４５号、受理番号５５番は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第４３号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第４３号の提出状況を報告いたします。
資料は、１８ページから２２ページをご覧ください。
今月は、受理番号４２番から５２番までの１１件で、登記地目田６筆２，８１８㎡、畑７筆１，３６７㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員　　５番、乙須が、４３番から４８番を報告します。８月１０日、田中推進委員と事務局　松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。
農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
まず、４３番ですが、申請地の現況は、田・畑であり、保全管理されていました。転用目的は一般住宅となります。
次に、４４番ですが、申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。転用目的は建売住宅(1棟)となります。
次に、４５番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。仮換地実測面積は３９２.５６㎡です。
次に、４６番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていま

せんでした。転用目的は一般住宅となります。仮換地実測面積は３３７.４８㎡です。

次に、４７番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。

次に、４８番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

永留委員　　７番、永留が、４９番から５０番を報告します。８月１０日、竹田推進委員と事務局　梶原・西薗職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、４９番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は月極駐車場となります。

次に、５０番ですが、申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。転用目的は一般住宅となります。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

薬師寺委員　１２番、薬師寺が、５１番から５２を報告します。８月１０日、辻推進委員と事務局　長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、５１番ですが、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。転用目的は資材置場です。

次に５２番ですが、申請地の現況は、畑であり、保全管理されていました。転用目的は一般住宅です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があ

り、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　（なしの声あり）

議　　長　ないようですので、採決いたします。
議案第４３号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　（全委員挙手）

議　　長　賛成全員であります。議案第４３号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　次に、議案第４４号「農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　議案第４４号の提出状況を報告いたします。
資料は、２３ページをご覧ください。
今月は、受理番号５３番、５４番の２件で、登記地目　畑２筆５８２㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員　１２番、薬師寺が、５３番から５４を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
５３番ですが、申請地の現況は、一部通路整備されおり、また、残

地については、保全管理されていました。転用目的は駐車場です。
また、一部の農地には、通路が整備されていたため、一部施工済により始末書が添付されています。
次に５４番ですが、申請地の現況は、畑であり、保全管理されていました。転用目的は一般住宅です。
いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。
議案第４４号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第４４号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第４５号「農地法第５条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第４５号の提出状況を報告いたします。
資料は、２４ページをご覧ください。
今月は、受理番号５５番、５６番の２件で、登記地目　田１筆９８６㎡、畑１筆４０４㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員　　５番、乙須が、５７番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。

農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

申請地の現況は、施工済みであり、砂利敷きの状態でした。転用目的は現場事務所・駐車場・資材置場の一時転用となります。施工済みのため始末書が添付されております。

また､令和９年３月に事業を終了し農地復元するための申請であり、そのため、農地復元誓約書も添付されております。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。

議案第４５号については､原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第４５号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第４６号「農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第４６号の提出状況を報告いたします。
資料は、２５ページをご覧ください。
今月は、受理番号５７番の１件で、登記地目　畑１筆３２８㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員　　７番、永留が、５７番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
申請地の現況は、田であり、耕作されていませんでした。
転用目的は一般住宅となります。一体利用地として、５７７７番２宅地１，０６３．４３㎡のうち１３８㎡と一体利用で総面積は４６６㎡です。私有地を通る必要があることから、通行承諾書が添付されています。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上、転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。
議案第４６号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第４６号は、原案のとおり承認されましたので、意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

議　　長　　次に、議案第４７号「非農地証明願承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第４７号の提出状況を報告いたします。
資料は、２６ページから２８ページをご覧ください。
今月は、受理番号３２番から４０番までの９件で、登記地目　田６筆３，１０１㎡、畑７筆３，８７９㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員　　５番、乙須が、３２番及び３３番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
まず、３２番ですが、申請地の現況は、平成２１年頃から宅地が建っており、宅地化していました。
次に、３３番ですが、申請地の現況は、令和６年に相続する以前から耕作されておらず、原野化していました。
いずれも本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

永留委員　　７番、永留が、３４番から３６番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
まず、３４番ですが、申請地の現況は、令和６年以前に災害による水路の破損により土砂が流入したため、耕作できず原野化していました。
次に、３５番ですが、申請地の現況は、平成１９年頃から耕作しておらず、原野化していました。
次に、３６番ですが、申請地の現況は、平成２８年以前から耕作しておらず、原野・山林化していました。
いずれも本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わり

ます。

薬師寺委員　１２番、薬師寺が、３７番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

申請地の現況は、平成１７年以前から耕作しておらず原野化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし､周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

豊田委員　　１８番、豊田が、３８番及び３９番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、３８番ですが、申請地の現況は、平成２３年頃から耕作されておらず、原野化していました。

次に、３９番ですが、申請地の現況は、平成２３年頃から耕作されておらず、原野化していました。

いずれも本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

岩永委員　　１１番、岩永が、４０番について、報告します。８月７日、西委員と事務局　福永職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。申請地の現況は、平成１８年頃から耕作しておらず、山林化しておりました。

本市非農地証明書の発行基準を満たし､周辺に影響がないことから、証明書を発行するべきと考えます。以上で、報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。

議案第４７号については､原案のとおり承認することに賛成の方

の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第４７号については、原案のとおり承認いたします。

議　　長　　次に、議案第４８号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第４８号の提出状況を報告いたします。
資料は、２９ページから３１ページをご覧ください。
今月は、受理番号５３番から５９番までの７件で、登記地目　田４筆２，１１２㎡、畑７筆９，４３８㎡、その他２筆１，８９８㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員　１２番、薬師寺が、５３番から５４番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
まず、５３番は、申請地の現況は、畑であり、耕作されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。
次に５４番は、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでした。権利取得後は、らっきょうを栽培予定です。また、申請地は遊休農地化していたため、５年以上継続して耕作するむねの誓約書が添付されています。
いずれも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する､農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。
従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

山路委員　１７番、山路が、５５番を報告します。８月７日、馬渡推進委員と事務局　梶原・西薗職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

５５番は、申請地の現況は、畑であり、耕作されていました。権利取得後は、茶・桑を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、申請地は農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で、報告を終わります。

小園委員　番、小園が、５６番から５７番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、５６番は、申請地の現況は、畑であり、耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、露地野菜等を栽培予定です。新規営農のため、営農計画書が添付されております。

次に、５７番は、申請地の現況は、畑であり、畑 3842 番 1、3845 番 1、3853 番の３筆は耕作されており、畑 3843 番 2 は、耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、みかん・ぶどう等を栽培予定です。

新規営農および規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許

可相当と考えます。以上で報告を終わります。

岩永委員　１１番、岩永が、５８番及び５９番について、報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

まず、５８番ですが、申請地の現況は畑で、耕作はしておらず、管理されていました。権利取得後は、飼料作物を栽培予定です。

続きまして、５９番ですが、３筆とも申請地の現況は田であり、耕作されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。

いずれも規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議　長　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　員　（なしの声あり）

議　長　ないようですので、採決いたします。

議案第４８号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　員　（全委員挙手）

議　長　賛成全員であります。議案第４８号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議　長　次に、議案第４９号「農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題といたします。事務局から提出状況の報告をお願いします。

長沼Ｇ長　　議案第４９号の提出状況を報告いたします。
資料は、３２ページをご覧ください。
今月は、受理番号６０番から６３番までの４件で、登記地目　田３筆２，５３８㎡、畑３筆９，４６３㎡の申請がありました。以上で提出状況の報告を終わります。

議　　長　　ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員　　７番、永留が、６０番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
６０番は、親からの贈与であり、申請地の現況は、畑であり、樹園地として管理されていました。権利取得後は、柑橘類を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。
従いまして、申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。
以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

山路委員　　１７番、山路が、６１番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
６１番は、親族からの贈与であり、申請地の現況は、田および畑です。田の２筆は耕作されており、畑は、耕作されていませんでしたが、管理されていました。権利取得後は、水稲および野菜を栽培予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、申請地は農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

豊田委員　１８番、豊田が、６２番を報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

６２番は、親族間の贈与であり、現況は田であり、保全管理されていました。権利取得後は、水稲を栽培予定です。新規営農のため、営農計画書が添付されております。

新規就農のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

岩永委員　１１番、岩永が、６３番について、報告します。調査日・調査員は先ほどのとおりです。また、位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

６３番について、知人間の贈与で、現況は畑であり、一部農機具倉庫がありました。耕作はしておらず、管理されていました。権利取得後は、野菜を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、農地法第３条第２項各号に規定する、農地の取得要件についても審査した結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件のいずれも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のことから許可要件の全てを満たしていると判断し、申請が許可相当と考えます。以上で報告を終わります。

議　　長　　ただ今、調査員の報告が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。
議案第４９号については、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第４９号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次は、議案第５０号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。
なお、農業委員会等に関する法律第３１条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号３２８番及び３３９番、３４０番です。まず、議事参与を除く案件について審議いたします。事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹　　議案第５０号を説明いたします。資料は３３ページから５６ページをご覧ください。今月の申請は、田：２０７，３８０㎡、畑７９，５５７㎡、合計２８６，９３７㎡の申請がありました。
中間管理権設定７２件中、認定農業者等に係る分は４６件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。
議事参与案件を除く受理番号２９２番から３２７番、３２９番から３３８番、３４１番から３６３番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し、提案いたしました。以上で、説明を終ります

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。議事参与案件を除く、受理番号２９２番から３９７番、３２９番から３３８番、３４１番から３６３番につきまして、意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議事参与案件を除く、受理番号２９２番から３９７番、３２９番から３３８番、３４１番から３６３番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

議　　長　　次に、受理番号３２８番に係る議事参与案件について審議に入ります。回委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

回委員　　（退席・退室）

議　　長　　受理番号３２８番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹　　農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第５０号受理番号３２８番に係る利用権を設定する者が、当委員会農業委員の囲委員です。それでは、内容を説明いたします。

資料は、４０ページをご覧ください。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。受理番号３２８番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。
回委員の入室をお願いします。

回委員　　（入室）

議　　長　　次に、受理番号３３９番、３４０番に係る議事参与案件について審議に入ります。木場委員は農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

木場委員　　（退席・退室）

議　　長　　受理番号３３９番、３４０番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

福永主幹　　農業委員会等に関する法律第３１条「議事参与の制限」を受ける議案第５０号受理番号３３９番及び３４０番に係る利用権を設定する者が、当委員会農業委員の木場委員です。それでは、内容を説明いたします。
資料は、４２ページをご覧ください。申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の規定に基づき農用地利用の集積等促進計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りました。質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　ないようですので、採決いたします。受理番号３３９番、３４０番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

委　　員　　（全委員挙手）

議　　長　　賛成全員であります。議案第４０号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

木場委員の入室をお願いします。

木場委員　（入室）

議　　長　　以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第７のその他に入ります。

９月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

梶原代理　　９月行事予定（案）について説明いたします。お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

８日（火）が支所地域の現地調査、９日（水）が本庁の現地調査、調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑島地域におかれましても、同様に調整をお願いいたします。

川内地域については、申請が多い場合は３班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前８時３０分までに農業委員会事務局にご集合ください。次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の８月総会は、９月２５日（金）午後１時から、ＳＳプラザ川内の３階第３０１から第３０３会議室を予定しています。また、裏面は９月から１１月の行事予定を記載してあります。

先にお配りした行事予定から変更や追加のあった箇所は網かけしておりますので、ご確認をお願いします。

主な行事について、説明いたします。

９月１７日（木）に令和８年度地域別最適化推進会議が、阿久根市交流センターで開催されます。総会後の農地利用最適化推進会議で説明いたします。

熊本地震の影響により、本庁の会議室が執務室として利用されておりますので、１０月以降の運営委員会はＳＳプラザで開催いたしますのでよろしくお願いします。

また、１１月に予定している長崎県松浦市及び熊本県大津町の先進地研修についても、地震の影響により、新幹線の運行や先進地先に受入れの可否について、再度、９月上旬に確認を取り、変更になる可能性がありますのでご了承ください。詳細については、９月総会で報告いたします。

その他の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。以上で説明を終ります。

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　そのほかに、全体的に何かございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　事務局から何かございませんか。

（今月は特になし）

議　　長　　ただ今、事務局の説明が終りましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　そのほかに、ほかに何かございませんか。

委　　員　　（なしの声あり）

議　　長　　これをもちまして第５回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

梶原代理　　皆さん、ご起立下さい。
一同、礼
「閉　会」

【終了　１４：１５】